

特別市・大都市行財政制度特別委員会記録
【 速 報 版 】

令和7年12月3日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午後1時30分

◎ 開会宣言

- 福地茂委員長 これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由にお願いいたします。



◎ 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

- 福地茂委員長 それでは、議題に入ります。

初めに、特別市制度の創設に向けた検討状況等についてを議題に供します。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

当局の説明を求めます。

- 松浦政策経営局長 それでは、特別市制度の創設に向けた検討状況等につきまして、橋田大都市制度推進本部室長より御説明いたします。

- 橋田大都市制度推進本部室長 それでは、委員会の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。1の機運醸成の取組についてでございます。

(1) ポスター等による広報ですが、特別市を市民の皆様に知っていただくため、ポスター、動画等を活用し、広報を行っております。ポスター掲出を、横浜駅、区役所、図書館等で実施し、動画放映を市庁舎アトリウム、市営地下鉄駅等で実施しております。

3ページを御覧ください。(2) 子供イベントへの出展ですが、主に子育て世代の皆様に特別市を知っていただくため、市庁舎で開催された子供イベントに3回出展いたしました。保護者の方からは特別市に興味が湧いたという声もいただきました。

4ページを御覧ください。(3) パネル展示ですが、特別市を市民の皆様に分かりやすくお伝えするため、パネル展示を開催しました。議会局の御協力をいただいて議会局主催で市会図書室、また、中央図書館でも開催をいたしました。

5ページを御覧ください。(4) 特別市シンポジウムの開催ですが、特別市の必要性や特別市の実現による効果などについて、市民の皆様に分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催いたします。12月14日に鶴見公会堂で開催をいたします。定員は300人です。内容ですが、第1部は、一橋大学の辻琢也教授による基調講演、第2部は山中市長、俳優で朗読座主宰の紺野美沙子さん、辻教授によるパネルディスカッションを予定しております。

6ページを御覧ください。国等への要望・要請についてでございます。

(1) の本市の独自要望ですが、国の令和8年度予算編成が終盤を迎つつある時機を捉え、国の予算確保等を目的として、国の制度及び予算に関する提案・要望書を取りまとめ、特別市の法制化の実現についても要望項目として選定いたしました。

要望の内容ですが、政令指定都市が多様化していることも踏まえ、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、特別市設置以外の新たな選択肢となる特別市の早期法制化の実現に向けて、次期地方制度調査会に大都市制度の在り方の調査審議について諮問することを求めているものでございます。

7ページを御覧ください。(2) 県内三政令市共同要請ですが、前回の委員会でも御報告させていただき

ましたが、令和7年8月26日に開催した県内三政令市市長・正副議長懇談会において取りまとめた三市共同要請について、総務省のほかに、市長、正副議長が分担し、自民党、公明党、立憲民主党に対し要請活動を行いました。要請日、要請先、要請担当市は資料の表に記載したとおりでございますが、本市は尾崎副議長が公明党に要請活動を行っていただきました。

8ページを御覧ください。これも前回委員会で御報告させていただきましたが、三市共同要請の主な内容でございます。

9ページを御覧ください。3の、指定都市市長会の取組についてでございます。

(1) 多様な大都市制度実現プロジェクト報告書ですが、令和7年11月17日に多様な大都市制度実現プロジェクトにおいて特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめました。

報告書の位置づけですが、令和4年4月から4年間に及ぶプロジェクトでの議論を取りまとめ、人口減少時代に対する課題認識をはじめ、新たな大都市制度特別市に関する考え方などを提示し、将来を見据えた地方自治制度の抜本的な見直しや多様な大都市制度の早期実現の必要性について、国や政党等に対し提言を行うものとしております。

10ページを御覧ください。報告書の構成ですが、1、これまでの経過、プロジェクトの趣旨、2、現状認識、3、現状認識を踏まえて必要な対応、4、新たな大都市制度特別市、5、特別市制度に関する考え方、6、総務省ワーキンググループで取りまとめられた個別論点に対する考え方、7、特別市制度の法制化案、8、多様な大都市制度の早期実現に向けてとしております。

この中で、7の特別市制度の法制化案について説明をさせていただきます。

11ページを御覧ください。法制化案の検討に当たっての考え方ですが、主に参考とした法律は現行の地方自治法のほか、かつて特別市を規定していた昭和31年改正以前の地方自治法、平成24年に成立した大都市地域における特別区の設置に関する法律でございます。

特別市の基本的な事項の規定については、大都市地域特別区設置法は、地方自治法の特別法として、特別区の設置に係る手続を定めた法律ですが、特別区の性格等の基本的事項については既に地方自治法に規定していることから、特別市についても地方自治法において基本的事項を規定する必要があると整理しております。

特別市への移行手続の規定については、特別市に係る一般的な規定を定めるものであることから、別に特別法を制定するのではなく、地方自治法を改正して規定する手法を採用しております。

12ページを御覧ください。法制化案の概要ですが、まず、ページ左側を御覧ください。

第1条の3、特別市の種類は、特別地方公共団体としております。第264条の特別市の事務は、地域における事務、その他の事務で法令により都道府県または市が処理するもののうち、市町村に関する連絡調整に関するもの等を除くもの。地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じ当該市町村の事務を補完する事務を処理する。この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならないとしております。

第265条の特別市の区域は、都道府県の区域外としております。第266条から第271条までの特別市の設置については、後ほど御説明いたします。

右側を御覧ください。第274条、議会は特別市の議事機関として議会を置くこととし、その権限や機能等については普通地方公共団体の規定を準用することとしております。この規定は、地方自治法で議会は条例

で常任委員会を置くことができるとされていることから、特別市は議会の判断によって区に常任委員会を置くことができるものとしたものでございます。

第277条の区の設置については、1つ目の点に、特別市の区域を分けて、区、行政区を設ける、4つ目の点ですが、区長は、市長の補助機関である職員を充てるほか、必要に応じて特別職の区長を選任することもできるとしております。この規定は、区長について特別職とすることも各市の判断ができるものとしたものでございます。

13ページを御覧ください。特別市への移行手続ですが、図の中央に特別市の設置の手続を記載しております。参考にした手続として、左側に都道府県合併の手続、右側に特別区の設置、いわゆる都構想の手続を記載しております。

特別市の設置の手続の大きな流れとしては、特別区の設置、いわゆる都構想を参考としております。指定都市等と都道府県の各議会の議決を経て特別市設置協議会を設置し、協議会において特別市設置協定書を作成し、指定都市等及び都道府県の各議会の承認を経て住民投票を行います。住民投票で過半数の賛成があつた場合に、指定都市等と都道府県が総務大臣に共同申請を行い、国会の承認を経て特別市の設置となります。なお、国会の承認については、特別区の設置の手続にはありませんが、これは、特別区設置の場合とは異なり、特別市設置に伴って都道府県の境界変更が生じることから、都道府県合併を参考に国会の承認を必要としたものでございます。

14ページを御覧ください。（2）多様な大都市制度の実現に向けた現状認識等ですが、1、時期について、現在は次期地方制度調査会に向けた重要な時期、令和8年度からは地方制度調査会の調査・審議が行われる期間になると推察、副首都構想など大都市地域の在り方についての議論の加速や関心が高まる時期であるとしております。

2の、求められる対応について、次期地方制度調査会に向けた諮問事項の働きかけ。また、地方制度調査会が設置された場合には、諮問内容によらずとも調査・審議の状況を踏まえた指定都市市長会としてのタイムリーな発信が不可欠である。また、特別市の法制化など多様な大都市制度の早期実現には、指定都市の市長が一体となり、特に国会議員、関係団体との議論や連携、理解をさらに深めた上で国等へ提言していくことが必要である。特に関係団体の理解を求めるために、都道府県や市町村に理解いただける、将来を見据えた地方自治制度の在り方について、指定都市市長会においてさらなる議論が必要となるとしております。

15ページを御覧ください。（3）今後の取組の方向性ですが、1、地方制度調査会への対応について、次期地方制度調査会への諮問が行われるまでの間は、大都市制度の在り方について諮問事項となるよう積極的な働きかけを行う。次期地方制度調査会設置後は、調査・審議内容に応じて指定都市市長会内で検討や議論を行い、指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信するとしております。

2、国会議員、関係団体の理解促進について、国等へ提言することを前提に、多様な大都市制度の早期実現に向けて、特に国会議員、地方六団体や経済界などの関係団体との議論や連携、理解を深めるために必要な方策等について議論を行うとしております。

3、機運醸成について、多様な大都市制度の早期実現に向けた機運醸成のために必要な対応について議論を行うとしております。

16ページを御覧ください。添付資料として、資料1として、国の制度及び予算に関する提案・要望書の抜粋、資料2－1として、多様な大都市制度実現プロジェクト報告、資料2－2として、スライド形式の報告

書を添付しておりますので、後ほど御確認をください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- **福地茂委員長** ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

- **みわ智恵美委員** まず、区の住民代表機能についてこれまで質問をさせていただいてまいりましたけれども、今後地方制度調査会への積極的な働きかけや、国会議員や様々な団体様に働きかけをしていく上で、非常に重要な設計部分だというように思っておりますので、幾つか確認をさせてください。

まず、地方自治法の改正の案まで、いろいろ細部にわたって御提案をいただいていると思います。この改正が行われれば特別市が実現するということなんだろうと思いますが、各行政区における住民代表機能の在り方については、特段まだこの改正の案の中には書き込みはないのかなと見たところ思っておりますけれども、この各行政区における住民代表機能の決め方というのは、今後どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 今回の法制化案は、今後国の中で、閣法になるのか議員立法になるのかは別として、国会において地方自治法の改正といった手続が必要になると考えています。地方自治法の中に特別市の規定がどこまで細かく規定されるかというのは、また国会での議論、国との議論になります。

今回この法制化案を示したものは、あくまでも指定都市市長会として、今後国の議論に資するための一つの材料として案を示したということでございますので、この案がそのまま法律になるかどうかというのは、まだ未知数という部分がございます。

ただ、これまでの地方自治法の中、これは昭和31年の改正以前の地方自治法も含めた中で、特別市の区、あるいは政令指定都市の区という部分の規定を参考にして、ある程度アウトラインとなるものをここで定めたという理解です。したがいまして、今委員がおっしゃった各区、各市における区の具体的なスキームについては、法律ができた後、それぞれの市の中で決めていく部分と、法律の中でも決められていく部分と両方が合わさって整理をされるものだと考えております。

- **荻原隆宏委員** 国で決められる部分と、まず地方自治法の改正が行われた後に各政令市で決めていくものとでカテゴリーが分かれるであろうということだと思うのですけれども、現時点では、今日、御説明資料の中に書いていただいている内容を国会でお決めいただきたいと政令市長会では考えていると、こういうことでよろしいでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 政令指定都市市長会としての案ということで、国にも投げかけていくという考え方でございます。

- **荻原隆宏委員** そうしますと、各行政区の住民代表機能の在り方というものは、現時点では市長会としては国会で地方自治法の改正が行われた後に各自治体で決めていきたいと、こういう市長会の意思として決められたということでよろしいでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 法律の中に、先ほどもお話ししましたが、区は、例えば特別区ではなくて行政区であるとか、その基本的なアウトラインを多分法律は決めていくだろうと、政令市の区についても同様の形になっておりますので、そのフレームを今回ベースとして、指定都市市長会として提案をしたということでございますので、ここに書かれてる以外の部分、そこは当然区をどうしていくか、例えば本市であれば、区づくり推進費のようなものがあるとか、区づくり推進の市会議員会議があるとか、そういうのはほか

の市にはございませんので、そういう部分は各市で決めていくと、そういうような流れになろうかと思います。

- 荻原隆宏委員 そうしますと、国で決めていただきたいものについて、区は行政区であるというところは国において決定していくということでありますから、まずこの部分については、私といたしましては、行政区が妥当であるのか、それとも公選区長、あるいは公選区議会、こういったものがあってもよいのではないかということも含めた地方自治法の改正になるのか、この部分は私は大変大事な部分ではないかなというように今お話を伺って思いましたので、この部分については市長会としては国に行政区として進めてもらいたいと、これは決まっているという理解でよろしいのでしょうか。
- 橋田大都市制度推進本部室長 指定都市市長会としての案が今日お示ししたものでございますから、今お話ししたとおり、区の設置については行政区という形で整理をしております。
- 荻原隆宏委員 まず、その部分はぜひ今後とも、本当にこの大都市の行政区が行政区でいいのかどうかという議論から掘り起こしていただきたいと私は思うのですね。これは後ほど御質問したいと思っておりますが、今の時点で、国に働きかけをする時点、あるいは地方制度調査会に働きかけをする時点で、これは絶対行政区じゃないと駄目だというような形では、押し進めていくべきではないのではないかというように思っておりますので、まずは御意見を申し述べたいと思います。

次に、区の住民代表機能の在り方なのですが、お話の中で、国にお決めいただくところと改正の後に各政令市で決めていくべきものと分けていらっしゃる。その各市で決めていくべきものという中に各行政区における住民代表機能の在り方を決めていくのだと、こういう順序でのお話だったと思いますが、そうしますと、もし、自治法の改正がなされた後に各政令市で各区の住民代表機能を考える、そしてその形を決めていく、それはどういう形で、どういう場で議論されて、どういう場で決定されてその案が決められていくのか教えてください。

- 橋田大都市制度推進本部室長 今日お示ししているのはあくまでも法律の枠組みでございますので、今委員から御指摘の法律の枠組みの中で、最低限特別市の統治機構はこうあるべきだと、市の中で統治機構はどうあるべきかというアウトラインは、少なくとも法律の中で決められていくであろうという前提で、今回もその案をつぶっているものです。かつて法律で規定されていた特別市の規定も参考に、今回これを整理をしているという理解です。

ですから、今委員お話の住民代表機能というのは、当然第30次の地方制度調査会のときに、何らかの住民代表機能が必要ですねという整理はされておりますが、今回ここで整理したものは、例えば議会であるとか、執行機関であるとか、区の設置の部分としてのアウトラインを、あくまでもこういう形で、政令市の市長会としては法律ではここまで決めればいいだろうということで提案をしているということでございますので、その後、この形がそのまま特別市の法制化になっていくかどうかは別として、それがなった後のことば当然それぞれの市の中で、議会とのやり取りを経てそれを決めていくと、法律にない部分で条例、規則等で決めていける部分については、それは議会と議論をした中で決めていくという、一般論ですけれども、そういう形になろうかと思います。

- 荻原隆宏委員 今日お示しいただいた、特別市へのロードマップのような縦ラインで示していただいたものの中では、住民投票の前に県との協議会が行われるということが示されておりまして、この協議会の中ではどのようなことが決められていくのかということが、改正案の中にも幾つか示されていると思うのですけ

れども、区の住民代表機能の在り方についてもこの協議会の中では話し合われるのでしょうか。

- 橘田大都市制度推進本部室長 今回、13ページの真ん中に示している特別市の設置協議会は、右側にございます、これはいわゆる大阪都構想のときにできた法律の、大都市地域における特別区設置に関する法律に準拠した形で、こういった協議会をつくっていくという整理を今回はしています。特別区の設置のときは、それぞれ政令市と、あと府県との間で、ここで議員の皆様方も入っていただく中で協議会を設置をして、その中で法律の立てつけの枠組みで決められてない部分の、例えば財産の処分の問題とか、移行とか、職員の移管とか、諸々の細かい、いつ特別市を設置するのかとか、そういうものを整理をした中で、協定書をつくっていくという作業をこの協議会がしていくと。

その協定書に基づいて、いついつ特別市を設置しますよと、特別市のフレームはこういう形のものですということを整理して、それをお示しして、住民投票にかけていくと。これは大阪都構想のときそういう整理をしていますので、それに準拠した形で今回は指定都市市長会としての案として移行手続を示しているというものでございます。

- 萩原隆宏委員 この協定書に記されるべきものとして、各行政区の住民代表機能の形態なり、あるべき姿なり、そういうものが盛り込まれると考えてよろしいのでしょうか。市長会としてはそのようなイメージを持っているということでよろしいのでしょうか。

- 橘田大都市制度推進本部室長 報告書の最後に法律の案を示しておりますが、この協定書の中では、例えば特別市の設置の日、特別市の名称区域、特別市設置に伴う財産処分に関する事項とか、特別市の議会、議員の定数、特別市と関係都道府県の事務の分担に関する事項とか、あるいは税源・財政調整に関する職員の移管、こういったものを具体的に法律の中で示して、そこを協定書の中に盛り込んでいくという形で今回お示しをしております。

- 萩原隆宏委員 そうしますと、各行政区の在り方については特段県と、例えば我々横浜市との協議会の中で、協定書に盛り込むために、各区の住民代表機能の在り方については話し合わないし、協定書の中にも盛り込まれないということになるのでしょうか。

- 橘田大都市制度推進本部室長 協定書の中では、当然これは大阪都構想の法律に準拠していますので、前例としてある、先例としてある整理を、特別市についても同様の形で整理をして作成をしていくということで、今回はお示ししているものでございます。

- 福地茂委員長 橘田室長、要するに、今の段階ではふわっとしておきたいという、たたきを出すだけなのでふわっとしたものにしておきたいということなのじゃないですか。

- 橘田大都市制度推進本部室長 今委員長からもお話がありましたように、現時点で、まだ元となる法律ができておりませんので、その中で、今委員御指摘の各論となる住民代表機能の細かい部分を整理をしていくというフレームの前段階だと考えておりますので、今回、委員長おっしゃったような形で整理をしているという理解でございます。

- 福地茂委員長 萩原委員、途中ですみません。要は参考資料を作ったと、それを国会にお示ししたい、と、そういうベースになる資料をまずは作ったのですよということがおっしゃりたいのですよね、室長。

- 橘田大都市制度推進本部室長 はい、そうです。

- 福地茂委員長 その上で、萩原委員。

- 萩原隆宏委員 委員長、整理、ありがとうございます。橘田室長の意図は分かりました。ただ、私の考え

では、今後、地方制度調査会、それから国会議員の皆様でこういう法律をつくってくれと、こういう働きかけをしていくときに、区の住民代表機能についてはまだふわっとしているんだと、そういうことでいいのかということなのですね。

私はしっかりと区の住民代表機能について、地方制度調査会から指摘を受けているかぎり、また、神奈川県との争点にもなっているかぎり、しっかりととしたスキームをつくって、我々横浜市としてはこれだけしっかりと見てこの住民代表機能については整理したんだと、そのことを示した上で地方制度調査会や国会議員の皆様に働きかけるべきなのではないかと、このように思いますので、委員長、申し訳ございません。そういった意図で御質問、今繰り返しのようございますが、大事な点だと思ってさせていただいております。

でも、あと幾つかございますので、前に進みたいと思います。私の意図はそういうことでござりますので、次の幾つかの質問の中で、また室長のお考えをお伺いできればと思います。

横浜市の大綱におきましても、それから前回の当特別委員会の資料の中にもお示しをいただきましたけれども、各区の住民代表機能の一案として、区の常任委員会を設置するというはどうであろうかということが示されていたかなと思います。これについて数点確認をさせていただきたいのですが、仮に区の常任委員会が横浜市会に設置をされたとしますと、私の選挙区で大変恐縮でございますけれども、例えば西区におきましては定数が2でございまして、常任委員会というのは必ず委員長を設置いたしますので、そうしますと2名のうち1人が委員長になりますし、委員は1名のみになります。したがいまして多数決ができないわけですね。

そういう意味では、これは西区だけがそういう状況になるわけでございますけれども、他の区におきましても常任委員会が設置されて、3人の区においては多数決は成立するのかもしれませんけれども、非常に人数の少ない中での多数決ということになります。こういった点については、区の常任委員会の設置ということについて案が出されているわけですけれども、どういった議論が考慮されてきたか教えてください。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 特別市が、今の横浜市の部分と神奈川県が横浜市域で行っている部分との機能を併せる新たな自治体という整理になります。当然新しい神奈川県も新たな自治体と、横浜市が抜ける部分として、という整理になりますので、今の横浜市のこの現状がそのまま特別市になるということではないと考えています。

したがって、先ほど少し各論でお話した特別市の設置協定書の中にも、じゃあ議会の議員の定数をどうするのかというようなことも当然議論になっていくと思うのですね。ですから、常任委員会を置くのだったら定数をどうしていくのかと、多分これは委員の皆様方としっかりと議論をした上で決めていくもので、現在のこのスキームを、現在の横浜市のその現状を前提とした話ではなくて、新たな自治体としてどうしていくかという、そこで決めていく話になろうかと思います。

- **荻原隆宏委員** そうですね。つまり、今認識が共通したのは、現状のままでは少し考えなければならないということなんだろうなと思います。事実、西区では、西区だけで常任委員会を設置することは困難な状況でありますので、その点を含めて、ここは十分な議論が必要な点だということを改めて確認をしたいと思います。

次に、私がこれはお伺いしてるところではございますが、こういったケースがあるから、それでは、例えば複数区、2つ3つの区を合体して常任委員会にしてはどうかという案もあるみたいでありますけれども、この場合を一つのケースとして例に取りますと、この場合は住民代表でない議員がその区の決定権を持つてしまう

という、そういう民主的な側面での問題も出てくるのじゃないかと思います。

この複数区を合同した常任委員会をつくるということに関しての、これまであった議論があれば教えていただきたいと思います。

- 福地茂委員長 仮定での話になりますけれども、答弁できますか。
- 橋田大都市制度推進本部室長 今委員長からもサジェストいただいた仮定の話だと考えています。例えば現行制度で見たときに、局の審査を、常任委員会はいろいろな局が幾つかで1つになっていると、政策・総務・財政委員会。それを区にしていくというようなイメージのお話かとは思いますけれども、恐らく区の常任委員会をつくったときに、今、委員の皆様方の選挙区が行政区を単位とした形で形づくられておりますので、それについても、先ほどお話しした特別市になったときには、その議員定数も含めた中でどういう形で設計をしていくのかということが、そこの場でまさに議論されることで、今ここで仮定の話を議論するような話ではないのかなと理解しております。
- 福地茂委員長 ということは、室長、今ある18区の形も、特別市が実現の場合、そこで新たに横浜市の形も新たに議論されるであろうということでおよろしいですか。
- 橋田大都市制度推進本部室長 当然特別市のスキームの中で、当然この協定書の中で、もし、今お話のような議論もあるのかもしれません。今ままの枠組みというのはベースでありますけれども、それは様々な議論がそこでされることはあるかもしれません。それはあくまでも仮定の話と理解しております。
- 福地茂委員長 その上で、荻原委員。
- 荻原隆宏委員 分かりました。いや、このお話は私の発想ではないですよ。いろいろお話をさせていたいている中でそういうお話を伺ったものですから、それで今現在どのようなお考えを局としてお持ちのかなということを確認させていただいたということでございますので、それは今は特段、現時点で進んでいる話はないという、こういう確認でよろしいですね。
- 橋田大都市制度推進本部室長 そのとおりでございます。
- 荻原隆宏委員 次に、市民の関わり方ということで確認をさせていただきたいと思います。

この区の住民代表機能の在り方については、市民の皆さんからどういう形で意見をこれから伺っていくお考えなのかという点でございまして、このまま区の住民代表機能の在り方、なるべくのり代を持って法の改正に進んでいきたいというお考えがあるということは、先ほど確認をさせていただいたところではありますけれども、法の改正が終わった後は県との協議会があり、その協定書の中にも特段住民代表機能のことについては現時点では盛り込む予定の中に入っていない。しかし、今日頂いている資料によればその直後に住民投票が行われると、こういうことなわけですね。そうしますと、市民の皆さんからの意見をどのように民主的に反映した特別市の構想になっていくのかというところが、疑問に思うところでございます。

例えば、大阪都構想の場合は、橋下さんが一番最初に、まず選挙において都構想を実現するんだということを自ら掲げて、自ら勝利して当選してそれを進めていったという、民主的正当性が、まず選挙によって橋下さんは都構想という切符を手に入れたわけですね。その上で住民投票に入っていった。

今回のこのスキームの中では、今我々がいる位置というのは、特段市民に選挙等で問うているわけではない。今の山中市長も特段それを争点にして当選されたわけではないと認識しています。

今後特別市に横浜市は移行していくのだということについて、民主的正当性というのはどのように得られていくのか、この点が私としては今見えないなというように感じているところでございますけれども、まず

は今日は、区の住民代表機能の在り方について、どのように市民の皆さんと市民意見を伺って決めていくのかということについてお答えをいただければというように思います。今日頂いている資料の中では、市民意見を聞いてという部分がございませんので、これをどのようにしていくのか教えてください。

- 福地茂委員長 橘田室長、あわせて、いわゆる国で法律が決まったときに、それにのっとって横浜市が特別市になるかどうかを住民投票で決めるのだと思うのですが、その前提に立って、そのとおりかどうかも含めてお答えいただければ。
- 橘田大都市制度推進本部室長 今委員から整理していただいたように、まず法律ができるからの話だと思います。ですから、法律ができる特別市という器ができます。では横浜市はそれに行くのかどうかというのは、当然選挙等で、議員の皆様もそうでしょうし、首長もそうでしょうし、そこでまず争点というか、議論にもなっていくと。その上で、あくまでも住民代表である議員の皆様方と首長による協議会をつくって、そこで議論もされて設計書もできて、その間には市民の皆さんのお意見を聞くような場も当然できるでしょうし、そして最後は最終的な住民投票、その前には議会での議決というプロセスも経ますので、そこで民主的正当性というのは当然整理をされていく、担保されると理解しております。
- 荻原隆宏委員 今の室長のお答えの中で、我々議員も含めて、その選挙において、特別市への移行については選挙の争点となった上でということがあったと思うのですけれども、それが争点となり得るかどうかというのは、まだまだ未知な部分が多いのかなというように伺いましたけれども、あくまでも今のスキームの中では、住民投票のみが民主的な正当性を得る唯一の機会になっているというところから、これでは、これだけ大きな制度変更のためには、市民の意見を、そもそもその住民投票で市民がイエス・ノーを投票するためには、住民自身が十分に情報提供を受けなければ、住民の皆さんも御自身の意見を決することが難しいのじゃないかと思いますから、それまでの間に十分な情報提供が必要でありますし、制度が決まった後の、どの制度がいいのだろうかということを考える、十分な時間があった上での住民投票ということになるべきだと思うんですね。

今、室長がお答えになったのは、どの時点で住民代表機能の仕組みが決まっていくのかということが見えなかったので、もう一度その点だけについてお答えをいただきたいと思います。どの時点で市民に対して住民代表機能の在り方をお示しするのかということです。

- 橘田大都市制度推進本部室長 繰り返しになって恐縮ですけれども、あくまでも法律ができた後、法律ができる、特別市という器ができます。そこに移行をしていくと。その移行に当たっては協議会等で中身の設計書、協定書を作っていくというプロセスになろうかと思います。そこの中で協定書で決めていくべき内容、それは法律に書かれますので、それを議論をしていただいて、その間には当然、例えば大阪都構想でもパブリックコメントを行う、あるいは住民説明会を行うというようなことで市民の皆さんのお意見も聞くような場面を持っていますので、そういう場面を経て、最終的には議会における議決を経て、その内容を住民投票という形で、最終的に市民の皆さんの御判断をいただくという形になろうかと思います。

したがって、法律ができる移行していくということになれば、その間に特別市はどういうものかというのを改めて市民の皆さんにしっかりと周知をしていくというプロセスは必要になりますので、そこで様々な市民の皆さんとのキャッチボール、あるいは議会の中での議論、こういったものは当然行われていくだろうと考えております。

- 荻原隆宏委員 今の室長のお答えであれば、今の時点で地方自治法の改正の中で協定書に盛り込むべき内

容として、各区の住民代表機能の在り方、これも議論するということを、それなら盛り込むべきだと思うのです。そうしないと、今のお話ですと県との協議会で協議されないですから。

なので、その点をもう一度そこを踏まえてお答えいただきたいと思います。今、今日のこの特別委員会では、室長はまだまだふわっとした形で、住民代表機能は詰合いの余地のある中で改正をお願いしていくのだと、住民代表機能はより広い選択肢がある中で、市民の皆さんのお意見を伺いながら、議会とも話をしながら決めていくのだと、こういうことを今日おっしゃっていただいたと思うのです。

けれども、ただ今の御答弁では、県との協議会の中で決められる、作られる協定書に盛り込むべき内容というのは法定されるということですね。地方自治法の中に法定された事項について、この協議会で詰がされるということであれば、きちんと協定書の中に各区の住民代表機能の在り方を市民の皆さんにお示しするためには、法律の段階で詰合いの事項としてそれが入っていないといけない。この点について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 戻ってしまって恐縮なのですが、今回お示ししているのは、指定都市市長会、20市の指定都市の市長の会としての案をつくったという、まず前提でございます。横浜市としての考え方は、議員の皆様方と議論して、特別市大綱、そこで住民代表機能のことも整理をされていると、その前提の中での議論かと思っています。

今回お示している政令市の市長会としての法律案の中で、特別市への移行、住民投票が行われるまでの移行を御説明させていただいていると考えております。

今回の案で、特別市の設置の協定書、繰り返して恐縮ですが、特別市の設置をいつするのかとか、名称をどうするのかとかというようなことを様々決めていくて、それ以外に、特別市の設置に必要な事項も当然この協定書の中に一応盛り込んでいくという形になっておりますので、あくまでも今回の法律案の中でこのような整理をされているということで御理解いただければと思います。

- **福地茂委員長** 室長、すみません。私の受け止めで整理すると、要は20市の政令市長会で合意を得られた範囲が今日お示しされた範囲ですよという受け止めでよろしいでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** はい、おっしゃるとおりです。

- **荻原隆宏委員** そうしますと、20政令市の市長会で合意が取れている案の中には、各区の住民代表機能の在り方が協定書に盛り込まれるべきものとしてはなっていないということでよろしいのでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 協定書の話と法律の全体のスキームと、かなり今錯綜しているかなと思います。法律のスキームの中では、先ほど御説明をしましたが、例えば区の設置は行政区だけれども、区長を例えば特別職にできますよと。特別職は当然議会同意が必要になるということを示しておりますし、執行機関である議会については、区の常任委員会といったものを特別市は設置できるというフレームを今回法制化案の中でも示しています。ある意味それは住民代表機能の部分としてお示しをしていると。その上で、その特別市に移行するに当たってのプロセスとしての協定書、その案を、今回20の政令市としての考え方という形で、前例となる法律を参考に、今回は示していると、そういう整理になっております。

- **福地茂委員長** 室長、恐らくは国で法制化されたときにはできる規定で、それぞれの地方自治体の裁量でどういう形の自治体にするかというのが議会の中で議論されて、それで固まったものを住民投票に諮っていく、こういう整理でよろしいでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 今、委員長が整理していただいたとおりでございます。

- 荻原隆宏委員 そうしますと、今委員長が導いてくださったお話を法律の中に法定するのかどうかということになります。法律の中で、各地方自治体の裁量で区の住民代表機能についてきちんと住民投票に付すことができるようなスキームをつくれるように、ラインを組み込むべきだと思うのです。その点についてはどうでしょう。
- 橋田大都市制度推進本部室長 繰り返しになって恐縮ですけれども、協定書の中の今の案の中に、様々事項を決めていかなければいけないことが書いてある中に、やはりそれ以外に設置に必要な事項というようなことがありますので、それは例えばそれぞれの市によって移行の段階で必要な事項があれば、当然協定書に盛り込めるという、そういう規定のつくりに今なっております。仮定の話はなかなか今の段階で、これはあくまでも政令20市としての案として示しておりますので、それが具体に法律になつていかない、詳細の部分というのはなかなか議論できないのではないかなど考えております。
- 福地茂委員長 荻原委員、一旦当局としても、我々としても、この当委員会としても意見として承っておきますので、その上でほかに御質問があればいかがでしょうか。
- 荻原隆宏委員 委員長、大変御配慮いただきましてありがとうございます。

では、大きなくくりでは最後のテーマしたいのですが、多様な大都市制度ということで、これまで橋田室長が本当に長年御苦労されてやってこられたと思います。その点は本当に心から敬意を表したいと思っております。

その上で、私はこの多様な大都市制度は何のために多様にするのかということについて、住民の皆さんを選択できるようにしたいという思いがずっとありました。住民の皆さんのが多様な制度のラインナップの中から、これこそまさに住民投票ですね、A案がいいのか、B案がいいのか、C案がいいのかということを住民に問うて決めていくと。その中には、かつて総務省も検討がされましたけれども、議院内閣制がいいのか、二元代表制がいいのかというようなことも盛り込まれるような、イギリスではそういう選択が、住民が可能な制度になっている。それからお隣の韓国においては、ソウルが特別市になっていて、仁川や釜山などの大きな都市は特別広域市になっていて各行政区がありますけれども、2つとも区議会と区長は公選になっているわけですね。

世界には本当にいろいろ地方自治制度があって、日本は比較的かなりな画一的な状態になっていると。この点を改革していくという流れの中で、横浜市ももっと多様な選択肢を住民に提供していこうと、こういう熱い熱意を持ってこの特別市という話が私が1期生のときで記憶しておりますけれども、自民党の横山議員が非常に熱意を持ってこの話をされていたのを覚えています。その中で各会派の皆さんといろいろ議論したことも覚えています。

その中で、今まさに收れんされようとしているところなので、委員の皆様に大変恐縮でございますけれども、いろいろ質問させていただいておりますけれども、私はやはり世界に伍する横浜市であってほしいですね。世界に伍する日本であってほしい。そのために各地方の自治体ができる事というのは何だろうか、もっといろいろ都市の姿があつていいよね、その都市の特色を生かしてそれぞれ住民の規模、自治体の規模、財政の規模、苦労している点別にいろいろな制度があつていいよねということでの議論だと思うんですね。

今のスキームだと議論が何か收れんされ過ぎている。もっと多様な姿を住民の皆さんから意見をいただいて、住民の皆さんに選択していただける制度になれるのじやないのかというのが今の私のじくじたる思いなのです。

橋田室長はこれまで本当に世界中の地方自治制度について我々にお示しをしてくださったと思いますし、その点は本当に感謝しております。ただ、1つのまちの姿を住民に付して、これでいいですよねと聞くだけの住民投票になる。しかもその計画が決まる前段階でも市民が参画するスキームが見えていない。しかも法律案を国会議員の皆さんにお示しする、地方制度調査会にお示しする際には、各区の住民代表機能についての提案ができないというのは、私はもっと大いに議論して、市長会でももっと御議論いただいて、本当にそれでいいのかということを横浜市から御提議いただきたいと、このように思うのですね。

本当に、川崎市や横浜市、大阪、福岡、札幌のような大都市が、公選区長も持たない、公選区議会も持たない、その中でどういう民主的機能を持つのかと、もっと熱い議論をしてほしいのです。どこか横浜市のスケールメリットを生かすためだけにこの特別市構想が走っているような気がしてならない。それは、各区の住民投票機能についての、今日においてもスキーム、どのように決定していくかというロードマップも見えないからです。

ぜひその点を市長会で議論できる場が次あれば、その点はしっかりと展開していただきたいですし、そういう正式な場がなくとも、他の政令市の担当の方々と各区の住民代表機能の決め方というはどうしましょうかと、大きな都市における民主的機能をどうしましょうかと、各国ではいろいろな工夫がされていますよねということを議論していただきたいのです。その点、いかがでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長**　日本の地方自治制度は、47都道府県、1700余りの市町村がありますけれども、非常に普遍的、画一的。都道府県は都道府県、市町村は市町村、それが、国があり、都道府県があり、市町村があるという画一的なものになっています。

本来は、今委員御指摘のように、いろいろな1700通りの制度ができれば一番いいのですけれども、全て1700余りの市町村は同じフレームでやっていると。そこで政令市、大都市の問題として、少なくとも現行の政令市の制度では不十分な部分、二重行政、様々な課題があるから、新たな大都市制度が必要だという、そういう問題提起があり、大阪都構想という形で一つの選択肢ができたと。政令市以外ですね。

今、政令20市は、その2つの選択肢以外に、もう一つの選択肢である特別市、現行の政令市、都構想、特別市と、この三つの選択肢をまずつくって、それが多様な形の大都市制度の一歩になっていくということをまとまって、今、国にも提案していくということで、今回のその法制化案をつくって提案をしていくことで御報告をしているものでございます。画一的な制度を一步多様化していく、その一歩として、今回の特別市の法制化案を提案をしているという、こういう状況になっております。

今後、当然政令市の中にも、様々地域によって果たしている役割も違います。それぞれの意見、それぞれの役割という思いはそれぞれの市が持っております。しかし、法律の中で一本化していくという中で、今回この特別市の法制化案というものを20政令市でまとめたということでございますので、その部分は御理解いただきたい。それが多様な大都市制度への一歩につながっていくということで御理解いただければと考えております。

- **福地茂委員長**　橋田室長、今私は委員長として、荻原委員の熱い思いと住民代表制度の在り方に対する御考察を拝聴いたしまして、大変勉強になったところでもありますけれども、まず私としても確認しておきたいのは、大都市制度を議論する特別委員会ですが、今回で今年何年目になるのでしょうか。大体で結構です。
- **橋田大都市制度推進本部室長**　元々は戦後の昭和22年に特別市の実現するための委員会というものができます。それ以前の大都市制度は市会の全員協議会でやっていましたので、昭和22年にそういう形の特

別市の促進会ができて、その後ずっと……。

- 福地茂委員長 簡潔な答弁で結構です。大体、ずっとやっているのかどうかとか。
- 橘田大都市制度推進本部室長 もう半世紀以上議論されているという理解でございます。
- 福地茂委員長 そうだと思います。半世紀以上もの間、この横浜市会のこの場で長年の議論が積み重なっていて、やっと今の段階に至ってきているというところだと思いますので、荻原委員の御考察も参考にさせていただきながら、ひとまず本委員会としては、意見をおおむね集約させていきながら、国への働きかけをしていきたいと思います。

その上で、ほかに御意見等ございますでしょうか。

- 荻原隆宏委員 最後のテーマにさせていただきます。

イギリスでは、議院内閣制にするのか、公選首長制にするのかの中から住民投票で選ぶことができる。韓国では、そもそも=特別市、特別広域市=においても公選区長と公選区議会があるという中で、今、日本でも、長年の横浜市でも議論をしてきたその一つの大きな成果だと私は思います。こうやって横浜市会でも議論が集約していくというのも、それも一つの大きな流れだと思います。こうやって議論するということ自体が非常に尊いことだと思いますし、その議論から生まれてくるものが、私としてはぜひそれが住民に最大限還元される制度であってほしいと、こう思うのです。

そのためには最後どういう制度を選ぶかということについては、直接住民の手で投票によって決める制度、これは今のスキームでもそうなっておりますが、県との協定書によって定められたものについて、いいですか、駄目ですかという、こういう聞き方になるロードマップだと思うんですね。

そうではなく、複数の選択肢を住民の皆さん、横浜市民の皆さん、川崎市民の皆さんに示して、その中でどれかということを競う、こういう決め方をしてほしいのです。なので、ロードマップは今までやるにせよ、協定書の中で住民に示すべき制度というのは、A案あり、B案あり、C案あると。その中で決まったものを各自治体で実行していく、こういうものをぜひのり代として、今後地方制度調査会と話をされるとき、あるいは国会議員とお話をされるときに、何か御質問があつたり、あるいは住民代表機能どうするのですか、というようなお話があつたときなどに、話をするそののり代を持っておいていただきたいと思うのです。

- 福地茂委員長 御意見として承らせていただいてよろしいでしょうか。質問ですか。
- 荻原隆宏委員 そうです。室長に、それに関するお考えを伺えたらありがとうございます。
- 福地茂委員長 室長、御答弁できますか。大丈夫ですか。
- 橘田大都市制度推進本部室長 今後法制化に向けて、今委員から御指摘いただいた様々な議論があるということを踏まえた上で、やはり前へ進めていければと考えております。
- 横山正人委員 この段階で開会からもう1時間経過していますので、この調子でやってくとあと13時間ぐらいかかるわけですよ。この通年開催の特別委員会が持ち時間制を取っていない理由というのは、自由闊達な議論を特別委員会の中でやってもらうためにやってるわけですから、あまり議事運営、しっかりと各委員が判断した上で御質問していただきたいなど、まず冒頭申し上げておきたいと思います。

今回指定都市市長会から法制化案の概要が出てきていますので、この指定都市の20市で首長がまとめるのも大変な作業だったと思います。この出てきたものに対して各論で議論しちゃうと、どれだけ時間があっても足りないのでよ。

今我々がやらなきやならないことというのは、この法制化案が出てきたわけですから、いずれこれが閣法

になるのか議員立法になるかはともかくとして、国に対して問題提起を行って、この法制化案をたたき台として、国にどう判断していただくのかということが大切なことだと私は思うのですけれども、今後のプロセスについてどのような認識を持っているのか伺います。

- **橘田大都市制度推進本部室長** 今後のプロセスでございますが、このプロジェクトの報告書の法制化案を近々指定都市市長会として総務大臣に要請をしていく予定になっている。これはもう近日中でございますが、要請をしていくことになっています。

その後、当然国、総務省への要請を引き続きやっていく、それは地方制度調査会の設置も見込まれますので、それをやっていくほか、やはり各市においても、国会議員の皆様をはじめ、議会の皆様方としっかりと連携をして、法制化に結びつく議論に持っていくように要請活動をしていきたいと。併せて関係団体、先ほども少しお話しした全国市長会とか全国知事会とか、あるいは経済団体とか、こういったところにも、今回このプロジェクトとしての報告書ができましたので、これをベースに提言活動等も幅広くやっていきたいと考えております。

- **横山正人委員** あと、市民理解とか世論情勢とかが当然必要になってくるのですけれども、この大都市の問題とか特別市の問題というのは身近な話題ではないので、なかなか理解が深まっていかないという大きな問題があると私は思っています。それに伴って、実は誤解が生まれていたりとか、こういったことも当然あるわけで、1つの例で申し上げれば、神奈川県が全県民所帯にして作ったビラの中にも、明らかに横浜市を考えている内容とは全く違うし、事実と反するような内容も含まれていると、こういうことだと思うですね。

実は私先月、映画フロントラインというのを見たのですよ。これはダイヤモンド・プリンセスが横浜港に入ってきて、新型コロナウイルスの集団感染が疑われている中で葛藤する災害医療チームの物語で、非常に感動的な物語で、私4回ぐらい泣きましたけれども、そういう非常に熱い映画だったんですね。

ただ、これは実は冒頭で問題のシーンがありまして、今でもこのフロントラインのホームページを見ると、冒頭5分間のそのままのものがユーチューブ動画で流れているんですね。これを見ると、神奈川県の職員がDMA Tの医師に出動要請をする場面で、横浜市の健康管理課が、この健康管理課などというのではないのだけれども、健康管理課に連絡をしましたが対応する気がありませんでしたとはっきり映画の中で言っているのですよ。

私はこれを見たときに、何じゃこりゃと。このフロントラインという映画は、大都市問題だと特別市だと、こういった問題もいろいろと含まれている映画だと私は思っていました、ただ、この映画自体が事実に基づく物語を映画化したうたっているのです、冒頭で。事実でも何でもないのですよ。結果としてこういうことを映画化されてしまったのだけれども、これは実際、法の立てつけで、感染症対策は県が一=次=的にやるから、横浜市がやりたくてもやれないのですよね。

当時私、市会議長で逐一報告を受けていたので分かるのですが、非常に歯がゆい思いでしたよ。ワクチンもそうでしたし、様々な感染症対策を取る上で、横浜市は370万人も人が住んでいるのに、数千人の市町と同じ基礎自治体という扱いなのですね。これではやはり370万人の生命・財産を守れないのじゃないかという危機感を私は持ったのを思い出すわけありますけれども、こういった誤解だとかうそだとかいったものが蔓延している中では、市民に本当のことを理解していただいて判断していただくということが非常にやはり難しいと私は思っています。早速僕が、このフロントラインの配給元には、今でもユーチューブ動画で流

れているから、事実と違うんだということをちゃんとテロップでも入れさせるとかいうことをやらないと、特別市だとか大都市制度の改革だとかそういう以前の問題で、こういううそがばらまかれちゃうとやっていかれなくなっちゃうのじゃないかと思うのですけれども、いかがですかね。

- 福地茂委員長 橘田室長、思う存分御答弁ください。
- 橘田大都市制度推進本部室長 私それを見ていないので、見るようになります。見た上で、やはり今委員がおっしゃったのは、先ほども言いました日本の地方自治制度が、都道府県があり、市町村があると。都道府県が上で市町村が下だみたいな、そういう枠組みが結構国民に浸透している部分があるわけです。横浜市377万ですけれども、横浜市の人口を持っていない都道府県が4分の3あるわけです。そういう状況がなかなか市民・国民に理解が十分されていないという部分があろうかと思っています。

横浜市民も流入人口が非常に多くございますので、元から横浜市に住んでいれば横浜市に対する愛というのも非常に持っていますけれども、そういう部分はありますので、やはりしっかりと横浜市の実態とか政令市の実態ということを、今まで我々伝えてきたつもりなのですが、なかなか伝わっていないという部分がありますので、特別市の気運醸成の取組の中でも、今横山委員おっしゃったように、もう少ししっかりとリサーチをして、おかしいものはおかしいということをしっかりと言えないといけないと思いますので、しっかりとウイングを広げて対応していきたいと考えております。

- 横山正人委員 ぜひ橘田室長、フロントラインのホームページから、これはなぜ冒頭5分間というと、この5分間に、どういうことが起きて、なぜこういう映画化されなければならなかつたとか、問題点だと、こういったものがこの5分間に集約されているんですよ。これはユーチューブ動画で見られますので、ぜひ御覧いただきたいと思いますが、愕然としますよ。

DMA Tのお医者さんが、そういう対応は横浜市や横浜市保健所が対応するのじゃないですかと県の職員に聞いたら、県の職員が、横浜市の健康管理課に連絡をしましたが対応する気がありませんでしたとはつきり映画化の中で言っているのですよ。この映画は事実に基づく物語だと言っているのだから、こんなばかな話はないのですよ。政策経営局長、配信元に正しい事実を伝えるべきだと思いますけれども、いかがですか。

- 松浦政策経営局長 私もまだこの映画は見たことはないのですが、やはり、この間の今日の議論も聞いていますと、やはり国としてどのように各自治体と連携して行政をしていくかという観点から、都道府県というところを活用して、我々は都道府県の下にあってと、そういう状況の中で、私もその当時財政部長で、当議長の委員とはコロナの臨時交付金を含めて対応させてもらいましたけれども、やはり医療の関係の交付金などは県を通じてでないと配布されませんので、我々のニーズがなかなか=満た=されないと思っています。

一方で、国が情報を提供する、連絡をする、それは都道府県が便利かもしれません、住民のニーズというのは迅速性であり、柔軟なサービスを求めていますから、そういう状況の中でどういった自治があるべきなんだろうと今日の議論を聞いて思っていました。

そうした中で、先ほどのフロントラインの冒頭の5分の映画のところが、事実のことではないことが放映されている話ですので、我々でも確認いたしまして、そういった要望をしてまいりたいと思っております。

- 横山正人委員 よろしくお願ひします。
- 福地茂委員長 委員長からも適切な対応を要望します。

その他、御意見等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 福地茂委員長 ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◎ 国に対する要望活動についての審査、採決

- 福地茂委員長 次に、国に対する要望活動についてを議題に供します。

本委員会では、令和4年度より、特別市の法制化に関する要望活動を国に対して行っております。本構成におきましても、9月26日の委員会で、国に対する要望活動を行うことを決定したところであります。

そこで、本日は要望書の内容について委員の皆様で御協議いただきたいと考えおります。あらかじめ正副本委員長で要望書の案文を作成しておりますので、私から、概要を説明いたします。

それでは、お手元の特別市の法制化に関する要望書案を御覧ください。

表紙をおめくりください。この1ページ目には、前文として、要望に至る背景や経過を記載しております。

提出年月日付で、市会議長名をもちまして、衆参議長、衆参総務委員長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣地方創生室でございます。

次に、2ページ目の特別市の法制化に関する要望を御覧ください。

本日御説明させていただく部分には下線を引いてあります

1、特別市の法制化の早期実現でございます。4段落目になりますが、指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、特別区設置以外の新たな選択肢として、特別市の法制化を早期に実現することを記載しておきます。

次に、2、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進でございます。3段落目以降になりますが、令和7年6月に総務省の大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループが取りまとめた報告書では、特別市について、様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から引き続き議論が必要とされました。

また、超党派の国会議員で構成される指定都市を応援する国会議員の会が、次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度の在り方の調査審議について諮問し、議論を進めることを国会及び政府等に対して強力に要請することを決議し、令和7年9月に内閣総理大臣及び総務大臣に決議文が手交されました。

こうした状況を鑑み、地方制度調査会において、特別市を含む大都市制度改革の議論を強力に進めることと記載しております。

説明は以上ですが、ただいまの案文につきまして、各会派等の御意見等をお伺いします。

- 川口広委員 我が党としまして、この案文でいいかなと思っています。先日、政令市の自民党の会議も参加させていただく中でも、非常に力強い意見を伺ったところです。この要望を通して、やはり国會議員含めて多くの皆様にしっかりとアピールしていただけたらと思っております。

- 行田朝仁委員 公明党からですが、私どももこのとおりで前に進めていただきたいと思っています。

長年の議論を経て、先ほどのことも出ていましたけれども、大綱もつくって、いろいろな意見を集約して、そして横浜市の意見をぶつけて、そして今この法制化案まで持ってきた。非常に御苦労があったと思いますが、大きな前進を見ているのじゃないかなと思っています。

この中にも入っていますが、その中で令和6年通常国会で、地方自治法の改正で、都道府県から指定都市

等への権限移譲をはじめさらなる権限移譲を推進すること、これが衆参両院で決議されております。さらに、今委員長からもありました、超党派の国会議員で構成される指定都市を応援する国会議員の会、こちらの皆さんが、今年9月に総理及び総務大臣に対して議論を進めることだと、付託して議論を進めることということで協力の要請をそれぞれにしていただいたということありますので、とにかく前に進めるように頑張っていただきたいと思います。

- かざまあさみ委員 立憲民主党としましても、住民自治の観点から、二重行政をはじめとした不十分な税制処置の解消や、経済の活性化など、大都市横浜としての能力を最大限に発揮できるように、特別市の早期法律化の実現をしていくべきと考えております。機運も高まっており、重要な時期と認識しておりますので、ぜひ取組を進めていただけたらと思います。よって、本要望書案に賛成です。
- 坂井太委員 我が会派といたしましても、しかるべきよろしくお願ひいたします。
- みわ智恵美委員 日本共産党として、先日私も国会に行かせていただき、党派別の予算要望懇談会に参加いたしました。保育・福祉・教育・インフラ整備、米軍基地に関わる問題など、税配分のことと、それから国の姿勢の問題など、様々なことで大いに是正がされなければならないということ、特に税配分については改めることの必要性を強く感じてまいりました。

一方で、その問題と大都市制度を進めようすることは別問題で、今横浜市は、大都市制度を進めるために人員を配置し予算をつけ続けているというのが、本当に市民の理解を得られているものか考えるべきだと思います。

今回示されたものを見たり、また今日の議論を聞いていましても、住民自治が大きく前進すること、特別市を含む大都市制度となることが、住民が主人公の市政運営に力を発揮するものということの具体が見えませんでした。実感もできませんでした。ですので、税改正の議論を大いに進めていただきたいですけれども、国にこの特別市を含む大都市制度の法制化を求めて要請活動を今するときではないと、行う必要はないと考えることを申し上げておきます。

- 荻原隆宏委員 私といたしましては、この内容で、まずは現段階で横浜市会としてできることとしてという意味づけにおいて、国会議員あるいは地方制度調査会の委員の皆さんに対して、大都市は別の制度を必要としているのだということを御理解いただく必要はあると考えておりますので、要請行動については、これでぜひお願ひをしたいと思います。
- 福地茂委員長 各委員の御意見をお伺いしましたが、御意見が分かれておりますので、採決とさせていただきます。

採決の方法は挙手といたします。

国に対する要望書につきましては、この案文のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 福地茂委員長 挙手多数。

よって、案文のとおり決定いたします。

なお、字句等の整理につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

次に、要望書の提出時期及び提出方法についてでございますが、今後、関係省庁等と調整を進めていきますが、具体的な要望活動の方法については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

なお、要望日の日程等詳細につきましては、決定次第書記より連絡をさせていただきますので、よろしく
お願ひいたします。

それでは、本件については、この程度にとどめます。



◎ 閉会宣言

- 福地茂委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。お疲れさまで
した。

閉会時刻 午後2時58分

速報版